

社会保険ひろしま

第902号

- 【ご案内】 令和6年10月から短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が行われます
- 【ご案内】 賞与支払届の提出に向けて「電子申請」を始めてみませんか？
- 【ご案内】 令和5年度「ねんきん月間」「年金の日」の取り組みについて
- 年金だより
- 令和5年度健康づくり優良事業所に1,979社が認定されています！
- セミナー開催のお知らせ
- 定期健診から生活習慣病予防健診へ切り替えませんか？
- 健診後は健康サポート(特定保健指導)をご利用ください！



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和5年8月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		60,081	59,214
船舶所有者数		248	332
被保険者数	男性	508,210人	381,901人
	女性	336,146人	262,991人
	船員	2,948人	3,243人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内

令和6年10月から短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が行われます

令和6年10月から、被保険者数が51人以上の企業等（現在は被保険者数101人以上の企業等）で働く以下の要件にすべて該当する短時間労働者の方は、社会保険の加入が義務化されます。

当該義務化の対象となる可能性がある事業所の事業主様には、お知らせの送付等により個別のご案内をさせていただきます。

<加入対象（短時間労働者）の要件>

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上 | <input type="checkbox"/> 2カ月を超える雇用の見込みがある |
| <input type="checkbox"/> 所定内賃金が月額8.8万円以上 | <input type="checkbox"/> 学生ではない |

○被保険者数が51人以上の企業等について

厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が、1年のうち6カ月以上51人以上となることを見込まれる企業等のことです。

※ 法人事業所の場合は、法人番号が同一であるすべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数となります。

○社会保険労務士等の専門家がサポートします！

日本年金機構では、短時間労働者の適用拡大の対象となる事業所で従業員の方に説明会を行う場合などに、社会保険労務士等の専門家を無料で派遣する「専門家活用支援事業」を実施しています。

ご利用には申し込みが必要ですので、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

<専門家活用支援事業を活用できるケース>

- ・各種団体が実施する事業主（事務担当者）向けセミナー・説明会
- ・適用拡大に関するご相談や、自社の従業員に対する制度説明

令和6年10月からの短時間労働者の適用拡大の詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご覧ください。

ご案内

賞与支払届の提出に向けて「電子申請」を始めてみませんか？

電子申請は、資格取得届や賞与支払届等の作成、申請を短時間で効率的に行うことができ、また、紙や電子媒体での申請よりも処理が早いと、健康保険証が早く届く等のメリットがあります。

現在、電子申請を利用している事業所は増えており、主要な届出の電子申請割合は64%を超えています。

電子申請の利用方法

- 市販の労務管理ソフトや自社システムを利用いただく方法
- 日本年金機構のホームページから無料でダウンロードできる届書作成プログラムをご利用いただく方法

今から電子申請の利用準備を行っていただくことで、冬の賞与支払届の提出に間に合いますので、まだ電子申請を利用されていない事業主様は、ぜひ電子申請をご利用ください。

電子申請の準備や利用方法については、同封のリーフレット「事業主の皆さまへ 社会保険の手続きは電子申請をご利用ください」をご確認ください。

- 日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための取り組みを行っているところです。また、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日として、11月30日（いいみらい）を「年金の日」としています。この機会にぜひご自身の年金記録や公的年金の受給見込み額をご確認ください。
- 「ねんきん月間」の期間中は、全国各地で年金制度説明会を実施しています。本説明会では、従業員の方々やそのご家族を対象に、公的年金に関する手続きや制度改正等の情報をわかりやすくお伝えします。各事業所の社会保険事務担当者の皆さまにおかれては、本説明会のご利用をぜひご検討いただき、お近くの年金事務所にご相談ください。また、オンライン形式でも説明会を実施しています。
- その他、ねんきん月間の主な取り組み内容は以下のとおりです。
 - ・ 商業施設等での出張年金相談、教育機関での年金セミナー
 - ・ 日本年金機構公式Twitterを活用した公的年金制度や手続きの案内に関するミニ講座の発信
 - ・ 職場と年金事務所を結ぶパイプ役として活躍されている年金委員の皆さまへの研修 など



年金だより

老齢年金の相談・請求手続きはインターネット予約が便利です。

老齢年金の相談・請求手続きは、インターネット予約をご利用いただきますと以下のメリットがあります。

- 毎日予約を受け付けているため、**休日を気にせず予約**できます。
 - 予約日の前日に予約時間等のお知らせメールが届くので、**予約を忘れることがありません**。
 - もし予定が入ってしまった場合も、インターネットから**スムーズに変更やキャンセル**ができます。
- 詳細はインターネット予約専用サイトからご確認ください。

インターネット予約専用サイトへのアクセス方法

- 翌々営業日以降の相談日から予約できます。



スマートフォン



https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/sp_soyo/RA01_SP/W_RA0101_SPSCR.do



パソコン

日本年金機構 予約相談 検索

https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/RA01/W_RA0101SCR.do

インターネット予約の
受付時間

土日祝日を含め毎日

8:00 ~ 23:30

※ システムメンテナンスによる
停止を行うことがあります。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

広島支部からの お知らせ

加入者の皆様へお知らせ
いただきますようお願いいたします

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは

令和5年度

健康づくり優良事業所に1,979社が認定されています!

「ひろしま企業健康宣言」エントリー事業所様を対象に、チェックシート(振り取り用)に基づき、令和4年度の健康づくりへの取り組みを確認させていただいた結果、認定基準を満たされた事業所1,979社を令和5年度「ひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所」として認定しました。

令和5年度 健康づくり優良事業所 認定状況

認定の表示(★の数)	認定事業所数
★★★★★ (ゴールド)	709社
★★★★ (シルバー)	820社
★★★ (ブロンズ)	450社
合計	1,979社



【これまでの認定状況の推移】



認定を受けた事業所様の特典

01 認定証

認定を受けた事業所様には認定証をお送りいたします。社内の応接室への掲示や、会社のホームページに掲載をお願いします。



02 認定ロゴマーク

ゴールド



ひろしま企業健康宣言
健康づくり優良事業所

シルバー



ひろしま企業健康宣言
健康づくり優良事業所

ブロンズ



ひろしま企業健康宣言
健康づくり優良事業所

令和6年度「健康づくり優良事業所」の認定に向けて
まずは「ひろしま企業健康宣言」にエントリーを!



◀エントリーは
こちらから

●事業主様・健康づくり担当者様向け
●ご加入者様 個人向け

セミナー開催のお知らせ

無料

専門講師による「事業主様・健康づくり担当者様向け」、「ご加入者様 個人向け」の2種類のセミナーを開催いたします。無料のオンラインセミナーですので、職場の健康づくりに向けて、ぜひお気軽にご参加ください。

日時 令和5年11月中旬～12月中旬(120分程度)
※1テーマにつき2日実施します(内容は同じです)

方法 オンライン開催(ZOOMウェビナー)

●事業主様・健康づくり担当者様向け

テーマ 職場内におけるラインケアについて

メンタルヘルスに関する基礎知識、従業員からの相談への対応、休職から職場復帰までの支援等、職場内におけるラインケアやメンタルヘルス対策に関する提案を行います。

●ご加入者様 個人向け

テーマ 睡眠を主とする生活習慣の改善について

睡眠改善(睡眠の質の上げ方等)や生活習慣(食事・運動)の改善に向けた実施法の提案を行います。



セミナーの開催日時や
詳細は、順次ホームページ等で
お知らせいたします!



セミナーの詳細や
お申込みはこちら



定期健診から生活習慣病予防健診へ切り替えませんか？

生活習慣病予防健診は35～74歳の被保険者(ご本人)様を対象にした健診です。定期健診よりもお得に受診いただけます。ぜひ積極的にご利用ください。

	定期健診 (事業者健診)	協会けんぽの 生活習慣病予防健診
定期健診で定められた項目 (肺がん検診含む)	○	○
大腸がん検診	×	○
胃がん検診	×	○
協会けんぽからの補助	×	○
自己負担額	7,000～10,000円程度 ※実施機関によって異なる	最高 5,282円

さらに対象の方は!

生活習慣病予防健診とセットで

■付加健診(腹部エコー等)

■乳・子宮頸がん検診

■肝炎ウイルス検査

も追加で受診できます。

※費用別途・対象者に補助あり



協会けんぽからの補助もあり、
検査項目が充実しているから、
断然お得だね!

受診の流れ

01 健診機関を決める

広島県内の
健診機関はこちら



02 健診機関へ予約する

協会けんぽへの
手続きは不要です。



03 健診を受診する

健診当日は保険証を
お持ちください。



利用者の3人に1人がメタボ改善!

健診後は健康サポート(特定保健指導)をご利用ください!

健康サポート(特定保健指導)とは

健診の結果、生活習慣病のリスクのある40歳以上の方を対象に、健康づくりのプロである保健師等が生活習慣の改善をお手伝いする無料のプログラムです。

ご利用方法

- 健診当日、**
健診機関で健診後すぐ おすすめ!
- 健診後日、勤務先に保健師等が訪問
- 健診後日、Zoomによる遠隔面談

サポートの流れ

STEP 01

初回面談で
取組目標を決める

健診結果やライフスタイル
に合わせて取組目標を保健
師等と一緒に考えます。

STEP 02

取組み実施
(3～6か月)

保健師等が電話やお手紙
等で定期的なサポートをし
ます。

STEP 03

目標達成度を
チェック!

目標達成度に合わせて保健
師等がアドバイスします。

ご担当者様のご協力をお願いします!

健診当日の健康サポートが受けられなかった場合は、後日、事業所様に、「特定保健指導のご案内」をお送りします。届いた際は、該当の方に健康サポートを受けていただくよう、日程等の調整をお願いいたします。

協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2023年10月号)

<発行> **全国健康保険協会 広島支部**
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問い合わせ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)

平日のみ 8:30～17:15

※おかけ間違いにご注意ください



今月のTOPICS

医療機関への受診は、
診療時間内を心がけましょう!

医療機関が表示する診療時間以外に受診すると、割増料
金がかかるため医療費が高額になります。

休日や夜間の診療時間外は、緊急性の高い場合に受診し、緊急性の低い場合は**平日の診療時間内**に受診しましょう。

時間外受診について詳しくはこちら▶

